

学割証（学校生徒生徒旅客運賃割引証）について

生徒が、実習あるいは帰省等のために JR 鉄道等を使用して旅行しようとするときは、学校から学割証の交付を受けて利用することができます。

学割証は、生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、保護者の旅行への随行等に際し、経済的負担を少なくすることを目的として実施されている制度ですので、使用に際しては不正の無いように十分注意してください。

① 使用目的の範囲

- (ア) 休暇、所用による帰省
- (イ) 実験・実習などの正課の教育活動
- (ウ) 学校が認めた特別教育活動、または体育・文化に関する正課外の教育活動
- (エ) 就職または進学のための受験等
- (オ) 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- (カ) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (キ) 保護者の旅行への随行

② 使用に際しての諸注意

- (ア) 学割証による割引乗車券は、学割証一枚につき1人1回限り購入利用できます。
- (イ) 学割証で購入した割引乗車券は、生徒証を携帯しないときは使用できません。
- (ウ) 学割証による割引乗車券の購入は、片道の区間内において100kmを超える乗車に限られ、割引率は2割です。なお、駅員無配置駅から乗車する場合を除き、乗車後には購入できません。
- (エ) 学割証の有効期間は発行から3ヶ月以内です。
- (オ) 学割証は、学割証記載の本人以外が使用すると不正使用となり、罰金が科せられ、場合によっては学校全体が学割証発行停止処分を受けることとなりますので、貸し借りなどによる不正使用は絶対に行わないでください。

★ 学割証は、有効期限が過ぎた場合及び予定変更等により使用しない場合は、学校に返却してください。

③ 申込み方法

「学割証発行願」に必要事項を記入し、学級担任の許可のうえ事務室に申し込んでください。

用紙は、事務室においていただくか、または大和中学校の HP からダウンロードしてください。